主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人松浦是の上告趣意(後記)は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また 記録を精査しても同四――条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月一三日

最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 霜 | Щ | 精 | _ |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 栗 | Щ | | 茂 |
| 裁判官 | 藤 | 田 | 八 | 郎 |